

八王子市在宅高齢者理容・美容事業運営要綱

平成16年4月1日施行
平成23年4月1日改正
平成24年10月1日改正
平成25年4月1日改正
平成28年4月1日改正
令和元年5月1日改正
令和3年4月1日改正

(目的)

第1条 この要綱は、在宅高齢者に対し理容、美容の業務を提供することにより、衛生の確保及び経済的負担の軽減を図り、もって福祉の向上に資する事を目的とする。

(利用対象者)

第2条 利用対象者は次の各号すべてに該当するもののうち、在宅での理髪等が可能な者とする。

- (1) 65歳以上の高齢者
- (2) 市内に住所を有し、かつ現に市内に居住する者
- (3) 介護保険の要介護4、5及び要介護3で障害高齢者の日常生活自立度の判定がランクB2、C1、2で外出が困難な者。
- (4) 介護保険法（平成9年法第123号）で規定する地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院に入所していない者

(利用申請)

第3条 利用を希望する者は、在宅高齢者理容・美容利用申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

(利用決定等)

第4条 市長は、前条の申請に基づき、理容・美容を提供すべきであると認めるときは、在宅高齢者理容・美容利用決定通知書（第2号様式）により、また提供できないときは、在宅高齢者理容・美容利用却下通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(利用に関する届出等)

第5条 利用決定の通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合、速やかにその旨を市長に届出するものとする。

- (1) 第2条に掲げる要件を欠くことになった場合
- (2) 死亡等により必要がなくなった場合
- (3) 住所を変更した場合

(利用回数と費用負担)

第6条 理容・美容の提供は、高齢者1人について1ヵ月に1回かつ、年度6回まで利用でき、利用者は1回につき500円を負担するものとする。ただし、在宅高齢者理容・美容利用申請書の提出が10月以降になる場合の提供は、年度3回までとする。

(利用の廃止)

第7条 利用決定の通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合、市長は利用を廃止し対象者あてに通知するものとする。

- (1) 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき
- (2) 本事業を必要としなくなったと認められるとき

(実施主体)

第8条 実施主体は、八王子市とする。

(業務委託)

第9条 市長は、この事業の実施について業者に委託して行うことができる。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 八王子市ねたきり高齢者理容・美容師派遣事業運営要綱（平成16年4月1日施行）の規定に基づいて派遣対象者の決定等を受けた者は、この要綱により決定を受けたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。